

説明資料 通所口腔ケアとは

— むし歯や歯周病などの「歯科治療」とはちがいます —

歳を重ねるにしたがって、唾液の分泌量が減少するとともに、飲み込む機能も低下します。そこで、これらの口腔機能の維持・向上を図るため、

- ① 唾液の分泌を促すマッサージ
- ② 舌や口のまわりの筋肉をきたえる体操
- ③ 口の中を清潔にするための指導

などを行う「広島市の介護予防・日常生活支援総合事業」です。

1 対象者

65歳以上で、要介護1～5の認定を受けていない人のうち、基本チェックリストにより、口腔機能が低下していると判定された人

（※要支援1，2で口腔機能が低下している人も対象者です）

2 期 間

1コース3か月間で、原則として概ね2週間に1回

3 実施場所

広島市からの委託を受けた歯科診療所等（当歯科医院でも実施しています）

4 費 用

1回230円（1割負担）

（※歯科治療は含まれていません）

5 通所口腔ケアを受ける手続き

- 当歯科医院から地域包括支援センターに連絡します。
- 地域包括支援センターの担当職員がお宅を訪問しますので、紹介書(別紙3)を渡してください。
- 地域包括支援センターが介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)を作成し、当歯科医院で通所口腔ケアを利用できるようになります。

地域包括支援センター：高齢の皆さんの保健・福祉などさまざまな相談に応じる地域の総合相談窓口として、広島市が社会福祉法人等に委託して41か所に設置しています。